

京 都 大 学 教 育 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 修学</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 専門科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 修学</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>第5条 }</p> <p><u>第5条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>